

会派視察研修計画書

平成 29年 12月 14日

碧南市議会議長 様

会派名 みらいクラブ

代表者名 鈴木 みのり

下記のとおり、視察（研修）を計画したので届け出ます。

参加議員	鈴木 みのり 小池 友妃子	
日 時	平成 30年 1月 25日（木）～平成 30年 1月 26日（金）	
視 察 先	1、 衆議院事務局・議事部請願課 2、 東京国立近代美術館 3、 杉並区役所	
研修内容	1、 請願・陳情の取り扱い等について 2、 藤井達吉翁について 3、 狹隘道路について	
日 程	(視察先到着時間・宿泊先名及び電話も記入) 1、 25日 13:30～15:30 2、 26日 10:00～11:30 3、 26日 14:00～15:30 を予定	
交 通 手 段	公共交通機関利用 乗降車駅名（碧南中央駅）	自家用車利用 ____ 台 所有者名（ ）

会派視察研修報告書

平成30年2月2日

碧南市議会議長様

会派名 みらいクラブ
代表者名 鈴木 みのり

下記のとおり、視察（研修）を実施したので報告します。

なお、参加者議員2名分の視察研修成果報告書を添付いたします。

参加議員	鈴木 みのり 小池友妃子
日 時	平成30年1月25日（木）～平成30年1月26日（金）
視 察 先	1、衆議院事務局・議事部請願課 2、東京国立近代美術館 3、杉並区役所
研 修 内 容	1、請願・陳情の取り扱い等について 2、藤井達吉翁について 3、狭隘道路について
日 程	1、25日 13：30～15：30 2、26日 10：00～11：30 3、26日 14：00～15：30
備 考	

※ 相手方から收受した資料の写しを添付してください。

様式15

視察研修成果報告書

平成 30年 2月 2日

議員氏名 鈴木みのり

視察（研修）に参加したので、下記のとおり成果を報告します。

記

- 1 期 間 平成 30年 1月 25日（木）～平成 30年 1月 26日（金）
- 2 視察先 国会・国立東京近代美術館・杉並区役所
- 3 視察の種類 会派視察
- 4 視察の成果等

今回の視察は、みらいクラブ・公明党・新しいへきなんを作る会合同で行いました。生憎出発日は48年ぶりの大雪に見舞われ新幹線も多少遅れましたが何とか予定もこなせた事が何よりでした。まずは国会内に於いて議事課より、請願・陳情・意見書の研修を受けました。これは個人的には長年行きたかった場所で良かったのですが、内容的には、全国の自治体から上がってくる意見書の扱いが、驚愕的で大体100くらいをひとまとめに冊子状態にして保存をするのみとの残念な



事でした。今後の意見書提出にも一考しなければいけないと感じました。出すなら地元の国会議員の方に請願に戻して議事課に提出して頂ければ審議して頂き、ここ数年のデータでは10%ほどの採択実績が有るようなのでその方が意味あるように感じてしまいました。また総務省の藤井自治行政局行政課課長補佐の研修はこれからチャンネルとして武器になるかと思いました。翌日の東京近代美術館では平日にも関わらず多くの来場者が普通に来ていて、少し驚きが有りました。この建物は近衛宿舎を活

かしたもので収蔵庫も4ヵ所あり、内容も施設も、保有点数も充実していて、その中で今回は偶然にも左写真に有るように藤井達吉翁の銅の彫金箱の展示が有り、唐沢工芸課長より写真も大丈夫との事で撮らせて頂きました。2日目の杉並区役所は30年ほど前、私自身が住んでいた事もあり感慨深く研修を受けました。狭隘道路は都市型タイプと地方型タイプがあると思うんですが、ここはどちらも存在し、何と言っても全国で初・ここしか無い強制代執行を条例にされ、本気度を出して、市長の強い思いから始めたとの説明でした。私たちが研修を受けた当日も午前中に他の自治体が来していました。担当も狭隘道路整備担当課長・石森さんを始め4名の方から研修を受けましたが、碧南市も払い下げになった赤道を含めた狭隘道路の問題は早急に検討をすべきであり、職員の派遣をいち早くすべきと強く感じました。



会派視察研修報告書

平成 30 年 2 月 1 日

議員氏名 小池 友妃子

視察（研修）に参加したので、下記のとおり成果を報告します。

記

- 1 期 間 平成 30 年 1 月 25 日（木）～平成 30 年 1 月 26 日（金）
- 2 視察先 国会議事堂、国立近代美術館工芸館、杉並区役所
- 3 視察の種類 会派（みらいクラブ）視察
- 4 視察の成果等

1) 国会議事堂 「国会における請願・陳情の基本的事項と現状について」
 (衆議院事務局議事部 請願課)

【請願】 まず請願権は、国籍・年齢の制限はなく、日本国内に在住の外国人の方及び未成年の方も請願書を提出できる。衆議院への請願書は、議員の紹介が必要。提出に関する具体的な手続きも議員ないし議員秘書が行う。また請願の受付は、国会が開会されてから大体会期終了日の 7 日前に締め切るのが例となっているため、短期間の国会では、取り扱わないとある。

請願書が提出されると、請願文書表が作成・印刷され、各議員に配付される。

請願の審査ですが、請願文書表の配布と同時に、請願事項に基づいて適当の委員会に付託される。

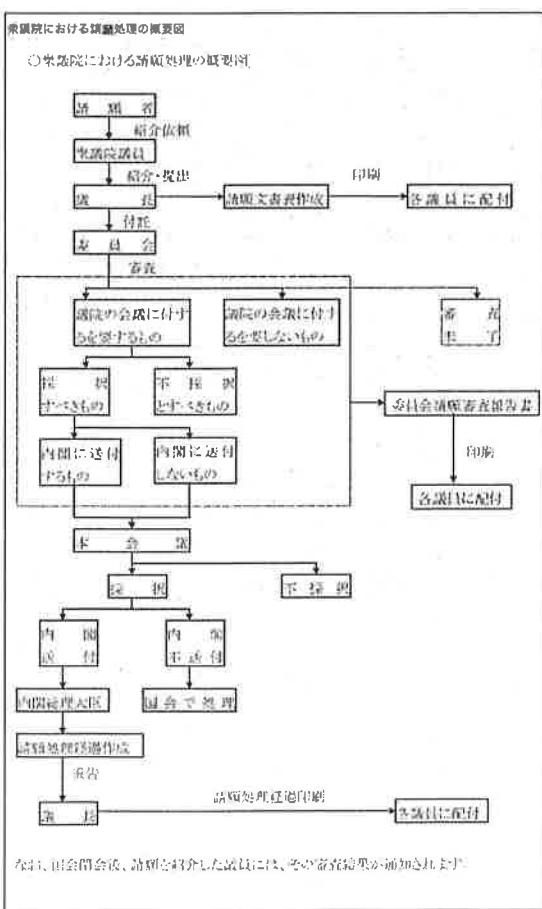
左記概要図の通りに進んでいくが、委員会の審査で 9 割は審査未了となるという。つまり、本会議で諮られるのは 1 割しかない。その採択された請願のうち、内閣において措置することが適当とされたもののみ、議長から内閣総理大臣に送付され、内閣からは年 2 回、その処理経過が議員に報告される。

【陳情】 請願と違い、議員の紹介を必要としない。陳情書は郵送で議長宛に送付されるが、文書表は作成されない。国会における位置づけとしては、審査対象とならず、委員会に参考送付されるだけ。

【意見書】 地方議員からの意見書ですが、郵送で提出されている。国会における位置づけとしては、陳情と同様、審査対象とならず、委員会に参考送付されるだけ。

「参考」

- 大西健介議員紹介提出請願（173回国会（平成21年）～195回国会（平成29年））98件（うち11件採択の上内閣に送付）
- 碧南市議会より提出された意見書（平成12年～195回国会（平成29年））46件





(請願課でも模擬研修)



(研修風景)

●視察を通じて

今回の衆議院事務局議事部請願課での視察により、請願・陳情・意見書の仕組みの基本をレクチャーも含めた研修をしてくださったおかげで、なんとなくあやふやであったことがきちんと理解ができた。碧南市議会での請願・陳情の基本的事項についても、今一度きちんと精査し、対応しなくてはならないのではと感じた。

2) 地方議会をめぐる課題について

(総務省自治行政局行政課)

「平成26・27年度 第31次地方制度調査会」での答申の中に、人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申がある。議会の基本的な認識として、人口減少社会において増大する合意形成が困難な課題について民主的に合意形成を進めていく上で、議会の役割は重要である。地方分権改革の進展に伴い、議会運営において自主性を発揮できる環境が整ってきている。

一方、議会に対する住民の関心は年々低下しており、議員のなり手不足が深刻化してきている。また一部の議員の資質や活動に批判の目が向けられ、議会及び議員に対する住民の信頼確保が大きな課題となっている。

このような背景より、議会制度や議会運営のあり方、議員に求められる役割及び幅広い人材の確保という観点から、方策を講じる必要がある。

【地方議会の自主的な取組】

住民からの信頼確保、議会審議の充実等を目的とし、以下のような自主的な取組を行っている地方議会も出てきている。

①議会基本条例の制定

・議会の活動理念とともに、審議の活性化や住民参加等を規定した議会基本条例を制定

②住民と議会との意思疎通の充実

・請願・陳情を提出した本人がその趣旨を説明する機会や、傍聴者への発言機会の提供。

・住民が議会と共に政策を議論する制度の創設。

・ケーブルテレビ、インターネット等の手段を用いた議会の審議状況の中継、審議記録の公表及び委員会審議の原則公開など審議の公開や議会に関する情報の積極的な広報を実施。

③議会における審議の充実

・議会審議に執行機関側が出席するのが通例となっているが、議員同士による議論を積極的に実施。

・本会議での質疑応答は、議員による一括質問に対する執行機関の一括答弁が通例となっているが質疑応答の論点・争点を明確化するため、本会議で一問一答を実施。

・議会での質疑応答は議員からの質問に執行機関が答弁するのが通例となっているが、機関が質問した議員に対して、質問の趣旨を確認することができる機会を設定。

・議員同士で自らの自治体が行うべき政策を検討し、その検討結果を議会からの政策提言として執行機関に提出。

④議会の議決事件の拡大

・議会の執行機関に対する監視機能を強化する観点で、議会事件の条例による追加制度を積

極的に活用。

⑤事務局機能の充実

- ・議会事務局の補佐機能や専門性の充実を図るために、職員の専門能力の養成のための研修を実施。

●視察を通じて

今年度、「地方議会・議員に関する研究会」報告書がだされた。昔に比べて今の議員数は減少傾向にあり、投票率も低下の一途をたどり、住民の関心の低さ、なり手不足は深刻な問題となっている。地方行政体制のあり方、ガバナンスのあり方を再度見直し、地方公共団体に対する住民からの信頼を向上させ、人口減少社会に的確に対応していくことこそ今後必要なことではないかと感じた。

3) 藤井達吉翁について

(国立近代美術館工芸館)

工芸館の建物は、旧近衛師団司令部庁舎を保存活用したもの。この建物は、明治43年3月、陸軍技師田村鎮の設計により、近衛師団司令部庁舎として建築された。2階建煉瓦造で、正面中央の玄関部に小さな八角形の塔屋をのせ、両翼部に張り出しがある簡素なゴシック様式の建物。



「近代」と「現代」の違いですが、明確な線引きはないが。戦後の作品より「現代」となっていることが多いとの事。

本工芸館には、藤井達吉翁の作品は3つある。藤井達吉翁は、近代美術に於いて、なくてはならない人だったようだ。視察当日は、「銅切透七宝巻雲紋手箱」が展示してあった。

今後も藤井達吉翁のすばらしい作品があれば、工芸館に展示したいと語っていました。

収蔵庫は建物内に4箇所あり十分なスペースがとられていた。

4) 狹い道路の拡幅に関する施策の実施状況について

(東京都杉並区)

杉並区は、地震などの災害に備え、狭い道路の拡幅により円滑な避難・通行を確保し、区民の生命と財産を守るために、平成28年7月1日に「杉並区狭い道路の拡幅に関する条例」を施行。さらに平成29年1月1日より「2項道路」の後退用地に支障物件を置くことを禁止するという内容を条例に追加しました。支障物件を置くことを条例で禁止しているのは、現在杉並区のみ。

平成28年度支障物件の取組として、「支障物件等に関する相談・要望受付件数：33件」「支障物件に該当する件数：18件」「指導件数：11件」「是正件数」2件」

【支障物件とは】

避難・通行の支障になるもので、容易に移動できないものが対象(ex.花壇、プランター、自販機等)。これらの支障物件は、緊急用車両の通行を妨げてしまうため、後退用地には置けない。

杉並区では、後退用地の支障物件について、パトロールを実施し、禁止事項の説明や除却についての指導を行っている。従わない方には、その後、勧告・命令を行い、命令に従わない場合には、その旨の公表、行政代執行法に基づく措置を行う。

●観察を通じて…

狭あい道路の拡幅に関しては、わが市も取り組んでいるが、条例はない。また、支障物件に関しては、災害等の緊急対応時には人の命にもかかわってくる問題に発生する。早急な対策を碧南市もすべきではないかと感じた。

